

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：県民生活行政費

事業名 消費生活相談員資格取得支援講座開催事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 県民生活課 消費生活安全係 電話番号：058-272-1111(2986)

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,805千円（前年度予算額：4,805千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	県 債	一 般 財 源
前年度	4,805	4,805	0	0	0	0	0	0	0
要求額	4,805	4,805	0	0	0	0	0	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・消費者安全法（平成21年9月施行）により、消費者からの一義的な相談は市町村で対応することが明記され、市町村の相談窓口の充実強化に取り組んでいる。
- ・現在、消費生活相談窓口は全市町村において開設され、専任の相談員を配置しているものの、7市町村においては、消費生活センターの設置要件の一つである消費生活相談に関する資格を有しない者を配置している。
また、約4割の市町村においては、専任の相談員による相談日は月1日又は2日であり、十分な相談体制が整っていない状況である。
- ・相談体制の充実を図る予定の市町村においては、相談に即座に対応できる有資格者人材の確保が求められている。
- ・本県においては、消費生活相談に関する資格保有者数が少ないことから、早急な資格取得者の育成が課題となっている。

(2) 事業内容

○消費生活相談員資格取得支援講座の開催

- ・県民を対象に消費生活相談員の資格取得に向けた養成講座を開催し、市町

村の消費生活相談業務の担い手を育成する。

- ・内容は、消費生活相談員の資格を有していない者及び有資格者のうち実務経験がない者を対象に支援講座（通常コース：座学講座・通信講座）を実施する。また、通常コース対象者及び有資格者のうち国家資格を目指す者を対象に支援講座（直前コース）を実施する。
- ・講座は岐阜市で開催する。

○相談員就業希望者名簿への登録

- ・消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員試験に合格した者で県内で相談員として働く意志のある方に、相談員就業希望者として県へ登録いただく。
- ・本人の同意のもと、消費生活相談員を募集する市町村に提供し、併せて登録者（現行3資格保有者(注)を含む消費生活相談に関する資格を保有している者）に対しても市町村における相談員募集情報を提供することにより、市町村の相談員確保を推進する。

(注)：(独) 国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者、(一財) 日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者、(一財) 日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	4,805	資格取得講座の開催
合計	4,805	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- 【「清流の国ぎふ」創生総合戦略】 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - 3 犯罪・交通事故防止の推進

- 【岐阜県消費者施策推進指針】 3 消費者被害の救済

(2) 後年度の財政負担

- ・事業内容など毎年事業の継続性について検証する。

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・県内の消費生活相談窓口（相談員）が連携し、一体となって消費者被害の未然防止・救済を図るためには、県が事業主体となることが妥当である。

事業評価調査書

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/> | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
消費生活相談に関する資格を保有している相談員を配置している市町村を75%に引き上げる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目 標	達成率
消費生活相談員有資格者数（市町村相談員）	18人 (H26)	28人 (H29)	34人 (H30)	32人 (R1)	38人 (R3)	84.2%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
講座参加者：通常コース27名（うち、受験者14名）
直前コース23名※（うち、受験者16名※）
※23名には通常コース20名を含む
※16名には通常コース14名を含む

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
講座参加者30名中16名が受験し、8名が消費生活専門相談員試験合格

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	住民に最も身近な市町村の消費生活相談体制の充実強化を図るため、消費生活相談に対して専門的な知識を持ち即座に対応できる人材（有資格者）を育成する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	試験受験者のうち合格者は50%であり、全国平均(37.2%)を上回っており、期待どおりの成果が得られてる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	講座内容について、専門的知識・経験豊富な委託業者と調整し、効率的な事業実施を図る。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>市町村の相談窓口においては、専門の相談員を配置しているが、このうち無資格の相談員を配置している市町村は7市町村であり、有資格者を相談員として配置することが必要。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>住民に最も身近な市町村の相談窓口で適切な相談対応ができるよう資格を保有する相談員を継続して育成する必要がある。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	